

# 所有者のわからない土地を地域に役立つ土地へ

—所有者不明土地法に基づく「地域福利増進事業」の活用—

これまで利用できなかった所有者がわからない土地を  
地域のための事業（地域福利増進事業）に利用できるようになりました。

## 自治会



地域住民が集まれる集会所を作ろう！

## 地方公共団体



市民のために公園を整備しよう！

誰の土地が  
わからない  
なあ…



## 民間企業



買い物がしづらいお年寄りの  
ためにお店を開こう！

## NPO



まちおこしのイベントを行う広場を創ろう！

## 地域福利増進事業とは

★ 所有者不明土地（一定規模以上の建築物がなく、使われていない土地）を利用して、地域住民等の福祉や利便の増進のための施設を整備することができる制度です。

### 【主な対象施設】

- ・ 公園、緑地、広場、運動場
- ・ 道路、駐車場、
- ・ 学校、公民館、図書館
- ・ 社会福祉施設、病院、診療所
- ・ 被災者の居住のための住宅
- ・ 購買施設、教養文化施設

★ 土地所有権の取得について県知事の裁定を受けることで、最長で10年間、所有者不明土地を使用できます。

関係者が同意すれば、使用期間の延長もできます。

★ 地方公共団体だけでなく、民間企業やNPO、自治会、町内会など、誰でも事業を行うことができます。

### ○地域福利増進事業の流れ

- ① 使いたい土地の所有者を探索（所有者不明土地）
- ② 県知事に対し、土地を使うための申請
- ③ 県知事が申請内容を確認し、申請内容を広告・縦覧（6ヶ月）
- ④ 県知事が補償金額、使用期間等を裁定
- ⑤ 裁定で定められた補償金を供託し、使用権を取得
- ⑥ 事業を実施

※使用期間を延長する場合

※終了する場合

①～⑤と同様の手続きの上、期間延長

土地を使用前の状況に戻して返還